

「施設内療養を行う高齢者施設へのリハビリ専門職員派遣事業」の御案内

1 対象となる施設

複数の新型コロナウイルス陽性者が入院せずに施設内療養を行った都内の特養、老健、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）（サービス付き高齢者向け住宅は除く。）のうち、

- (1) 既に施設全体で感染が収束し、最後の感染者の療養期間が終了している施設
- (2) まだ一部感染者はいるが、レッドゾーンとグリーンゾーンが確実に分離されており、グリーンゾーンへの派遣が可能な施設
- (3) 療養期間終了から1か月以内である施設

※施設の状況等によりレッドゾーンへの派遣を希望される場合は、御相談ください。

※福祉保健局高齢者社会対策部施設支援課への陽性報告がなく、都において施設の感染状況が確認できない施設は対象になりません。

2 リハビリ対象者

- (1) 新型コロナウイルスによる施設内療養により、ADLが低下した入所者
- (2) 施設内で複数の新型コロナウイルス陽性者が発生したことにより、行動が制限されADLが低下した入所者

3 派遣内容

- (1) プログラム一覧を基に、施設の要望や対象者のアセスメント結果に応じ入所者・入居者の生活全般のマネジメントを支援するための指導を行います。
- (2) 最後の感染者の療養期間終了後、概ね1か月以内に1施設につき3日までの派遣とします。
- (3) 新型コロナウイルスによるADL低下からの早期回復を目的として、施設で実施されている通常のリハビリとは別に実施するため、介護報酬に係わるリハビリやリハビリ職員の欠員補充のための派遣は行いません。

4 申し込み方法

- (1) 派遣申込書に必要事項を記入の上、「8 問い合わせ・申し込み先」にメールで送信してください。メール受信後、各事務局から直接施設に日程調整の連絡をさせていただきます。
- (2) プログラム一覧を参考に希望する内容のコードと対象者数を記入して申し込んでください。後日、リハビリメニューの詳細や施設の要望などについて派遣者と打ち合わせをお願いします。

- (3) 理学療法士と作業療法士の両方の派遣を希望する場合は、申込書の「希望するプログラム」の欄にOT、PTの両方のコードを記入し、「8 問い合わせ・申し込み先」の両方のメールアドレスに申し込んでください。
- (4) 申し込みの際には、主治医の許可を得たうえで申し込んでください。また、派遣申込書の別紙は、派遣されたリハビリ専門職に当日提供しリハビリ対象者の基礎疾患、禁忌事項等についての情報提供を確実に行ってください。

5 派遣調整の優先順位

同時期に多数の施設から派遣要請があった場合には、概ね以下の優先順位で派遣の調整をいたします。

- (1) 施設種別としては、特養、有料老人ホームを優先する。
- (2) 原則として施設内療養者の人数が多い施設を優先する。
- (3) かつ派遣可能日と施設の希望日、派遣者の居住地と施設の所在地の距離等も考慮する。

※ その上でも、なお、依頼の件数が多数あった場合、派遣できるリハビリ専門職の人数には限りがありますので、調整できない場合もあります。

6 施設の責務

- (1) リハビリ実施中の入所者のけがや事故は施設側の責任管理下にあります。所定のルールに従い区市町村の所管部署及び高齢社会対策部に事故報告を行ってください。
- (2) リハビリを実施する場所及び必要な物品の準備は、施設側で行ってください。また昼を挟む時間帯で派遣を依頼される場合は、派遣者の休憩場所の確保をお願いします。
- (3) 派遣者に対するリハビリ実施時の着衣の貸与をお願いします。
※施設職員のユニフォームなどで可
- (4) リハビリ実施中は施設職員の立ち合いを求めています。看護師、機能訓練士、介護長等でリハビリ対象者の状況を把握しており、かつ派遣後に施設内での自主的なリハビリに活かせる職員を立ち合わせてください。
- (5) 本事業によるリハビリ職員の派遣は原則3日までであり、施設内で自主的に継続されることを前提としたプログラムになっています。派遣されるリハビリ職は施設の職員に対して、施設内でリハビリを継続することも踏まえて指導を行いますので、立ち合う職員にも予め御説明しておくをお願いします。
- (6) 2日以上派遣を依頼される場合、同一の者が派遣されるとは限りません。派遣者が交代する場合は、立ち会った施設職員が必要な引継ぎ事項を聞き取りするなど円滑な実施に向けた御協力をお願いいたします。
- (7) 派遣終了後に行われる東京都の調査への回答を本事業利用の条件とさせていただきます。

7 その他注意事項

- (1) 本事業において東京都及び理学療法士協会、作業療法士会が知り得た情報は、個人情報に配慮した上で二次利用することがありますのであらかじめ御了解ください。
- (2) 派遣されるリハビリ職員はワクチン接種済みです。万が一派遣当日に発熱その他体調に問題あった場合は、急遽派遣を中止させていただきます。ただし、派遣前の陰性確認検査は行っていません。

8 問い合わせ・申し込み先

- (1) 理学療法士の派遣を希望する場合

公益社団法人東京都理学療法士協会 事務局

【メールアドレス】 tpta@eagle.ocn.ne.jp

【電話】 03(3370)9035 (月～金曜日 9:30～16:30)

- (2) 作業療法士の派遣を希望する場合

一般社団法人東京都作業療法士会 事務局

【メールアドレス】 jimu@tokyo-ot.com

【電話】 03(6380)4681 (月～金曜日 9:00～16:00)

- ※ 事務局スタッフがテレワークを行っている等、上記時間帯でも電話が繋がらないこともあります。その場合は、メールで御相談、お問い合わせください。
- ※ 理学療法士と作業療法士の両方の派遣を申し込む場合は、上記(1)(2)のそれぞれに申込書を送ってください。(申込書には申し込みを希望する OT、PT 両方のプログラムコードを記載しておいてください。必要に応じて両協会間で調整を行うことがあります。)

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

- | | | | |
|----------|-----------|----|--------------|
| ○特養・老健 | 施設運営担当 | 電話 | 03-5320-4264 |
| ○有料老人ホーム | 有料老人ホーム担当 | 電話 | 03-5320-4296 |